

近隣府県の緊急事態宣言が解除されたことに伴う県民の皆様へのお願い（第8弾）

5月21日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置を実施すべき区域から、京都府、大阪府及び兵庫県を解除することが決定されました。

本県では感染拡大防止のため、行政・医療における努力や行動・営業の自粛といった県民の努力を重ねることで、5月13日以降、新規感染者数はゼロを継続しております。

このような状況を踏まえて、令和2年5月15日に3つの視点（安全な生活・安全な外出、他府県等への配慮、段階的に）で見直した「県民の皆様へのお願い（第7弾）」を下記のとおり、改訂しました。

県民の皆様改めて御礼申し上げるとともに、感染拡大防止の取組についても、引き続き、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 県民の生活 [主な改訂部分]

- (1) 安全な生活・安全な外出
 - ・ 「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」など基本的な感染予防対策を心がけてください。
 - ・ 接客を伴う飲食店等、感染リスクの高い場所を避けて、安全な場所に外出してください。
 - ・ 行楽や旅行など他府県等への移動は自粛してください。
 - ・ 政府から示されている新しい生活様式等も参考にしてください。
- (2) 密接はダメ 3密はもっとダメ
 - ・ 人と人が密接な状態になることを避け、特に3密は絶対に避けてください。
- (3) 発熱等、体調が優れないときは
 - ・ 咳や発熱などの症状がある場合は、通勤や通学等であっても、決して無理をして外出せず、クリニックを受診してください。
- (4) 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、オンライン授業等を活用
 - ・ 勤務先や学校に、在宅勤務、時差出勤、オンライン授業等の制度がある場合は、活用をお願いします。

2 事業者の皆様へ

- (1) 営業自粛をさらに一部解除します
 - ・ 営業の自粛要請の一部を、5月23日午前0時から追加解除します。
解除する対象施設（※）については、感染拡大予防ガイドラインを遵守して感染拡大予防に留意し、営業を再開してください。
※感染拡大予防ガイドライン URL : <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00204243.html>
 - ・ 近隣府県の休業要請や県内への来客状況等を勘案し、以下の施設については、5月31日まで、営業自体の自粛にご協力をお願いします。
 - 〔 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、
パブ、性風俗店、デリヘル、ライブハウス ※「新旧対照表」（別紙1） 〕
- (2) 全業種でガイドライン等による感染拡大予防の徹底
 - ・ 営業を再開する業種をはじめ全ての業種で、県や各業界から示される各ガイドラインを参考に感染拡大予防の徹底をお願いします。
- (3) 発熱等、体調が優れない従業員への対応
 - ・ 従業員等から咳や発熱等の症状の報告があった場合は、休暇を取得させてください。
- (4) 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤等を活用
 - ・ 時差出勤や在宅勤務等のテレワークの制度がある場合は、活用をお願いします。また、制度がない場合は、導入の検討もお願いします。

(5) 小規模なイベントは、感染防止対策の徹底を

- ・ 小規模なイベントの開催は、感染防止対策を十分に行うようにしてください。
- ・ イベントの前後などの交流の場でも感染拡大のリスクがありますので、こうした交流等を極力控えてください。

3 病院や福祉施設等集団生活を行っている施設

(1) 職員の感染防止対策と健康観察

- ・ 職員の方は、マスクの着用、手指消毒の実施など、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、毎朝の体温測定など自らの健康をチェックして、少しでも異常があれば絶対業務に従事しないようお願いいたします。

(2) 食事の提供は個別で

- ・ 食事については、ビュッフェスタイルではなく個別の盛り付けとしてください。

(3) 発熱等の症状が出た場合は、嘱託医等に相談・連絡

- ・ 入所者など利用者において、発熱や呼吸器症状が一人出た段階で嘱託医などに相談してください。一週間以内に二人以上同様な症状の者が出た場合は、速やかに保健所に報告してください。

(4) 面会は、施設に入らない

- ・ 面会については、基本的には自粛をお願いします。どうしても面会の必要がある場合は、施設内に入らないようにして対応してください。

4 県外とどう付き合うか

(1) 他府県等には遊びに行かない

- ・ 行楽や旅行など他府県等への移動は自粛してください。【再掲】
- ・ 他府県等から帰省や転勤された方には、2週間の自宅待機とともに、下記ダイヤルへの連絡、若しくはインターネットによる登録をお願いします。

県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤル 電話:073-441-2170 FAX:073-431-1800

(2) 他府県等への通勤・通学は、テレワークやオンライン授業等で

- ・ 県外へ通勤している方は、時差出勤や在宅勤務等のテレワークの制度がある場合、活用をお願いします。
- ・ 県外の学校に通う学生の方も、オンライン授業等を活用してください。

(3) 他府県等からの来客の受入自粛

- ・ 県民の皆様も事業者の皆様も、他府県等からの訪問者の受入は、これまで同様、自粛をお願いします。
- ・ 多数の来客が予想される施設（※）においては特に徹底をお願いします。

※「特に強く県外からの受入自粛を依頼する施設」（別紙2）

(4) 営業自粛の見直し

- ・ 営業自粛の解除・継続（※）については、近隣府県の取組状況にも留意しています。

※「新旧対照表」（別紙1）

5 学校について

(1) 県立学校の臨時休業

- ・ 県立学校については、引き続き5月31日まで休業します。

(2) 登校日の設定

- ・ 5月18日以降、各学校で登校日を設定し、健康管理と家庭学習の指導を行っています。

(3) 市町村等への要請

- ・ 幼稚園（預かり保育を除く。）、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校について、同様の措置を要請しています。

6 今後の近隣府県や和歌山県の感染状況を踏まえた対応

- ・ 県内および近隣府県の感染状況が一定の基準（※）を上回った場合は、自粛要請レベルの再引き上げを含む見直しを行うなど県民の安全の確保に努めてまいります。

※「和歌山県における自粛要請レベルの引き上げ基準」（別紙3）

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部

楠本・片岡

内線 3328

施設の使用停止等対象施設一覧（～令和2年5月22日）

施設の使用停止等対象施設一覧（令和2年5月23日～）

別紙 1

営業自体の自粛の法的要請をする施設

営業自体の自粛の法的要請をする施設

カテゴリー	対象
遊興施設	キャバレー（客の接待を伴わないものは除く。）
	ナイトクラブ（客の接待を伴わないものは除く。）
	ダンスホール（客の接待を伴わないものは除く。）
	スナック（客の接待を伴わないものは除く。）
	バー（客の接待を伴わないものは除く。）
	ダーツバー
	パブ（客の接待を伴わないものは除く。）
	性風俗店
	デリヘル
	カラオケボックス
	ライブハウス
場外馬（車・舟）券場 （床面積の合計が1000㎡超の施設）	
文教施設	幼稚園（預かり保育を除く）
	小学校
	中学校
	義務教育学校
	高等学校
	高等専門学校
	特別支援学校
運動・遊技施設	屋外水泳場（床面積の合計が1000㎡超の施設）
	スポーツクラブ（屋内）
	ホットヨガ、ヨガスタジオ
	パチンコ屋（床面積の合計が1000㎡超の施設）
ゲームセンター（床面積の合計が1000㎡超の施設）	

カテゴリー	対象
遊興施設	キャバレー（客の接待を伴わないものは除く。）
	ナイトクラブ（客の接待を伴わないものは除く。）
	ダンスホール（客の接待を伴わないものは除く。）
	スナック（客の接待を伴わないものは除く。）
	バー（客の接待を伴わないものは除く。）
	パブ（客の接待を伴わないものは除く。）
	性風俗店
	デリヘル
	ライブハウス
文教施設	幼稚園（預かり保育を除く）
	小学校
	中学校
	義務教育学校
	高等学校
	高等専門学校
	特別支援学校
運動・遊技施設	

特に強く県外からの受入自粛を依頼する施設

対象	依頼の内容
道の駅（地域振興施設に限る）	特に強く県外からの受入 自粛を依頼
農林水産物直売所	
自動車教習所・自動車学校	
キャンプ場	
海水浴場、海浜公園、釣り公園その他類する施設	
釣具・えさ店	
遊漁船	
内水面遊漁承認証販売所	
ゴルフ場	
ホテル又は旅館（宿泊の用に供する部分）	
従来から県外からのお客様が多い飲食店及び販売店	

和歌山県における自粛要請レベルの引き上げ基準

近隣府県での発生基準

新規陽性者数
40人以上/日・複数日出現



県外受入自粛の強化等

和歌山県での発生基準

- ① **新規陽性者数**
5人以上/日・複数日出現
- ② **肺炎患者陽性率** 5%以上
- ③ **新規感染陽性率** 5%以上
- ④ **病床使用率** 50%以上

※①、②、③、④の全て
※②、③は7日間移動平均
※④は紀北と紀南のいずれか



**不要不急の外出自粛
営業自体の自粛 等**